

児童扶養手当の 加算額が変わります

平成28年8月分より第2子、第3子以降の加算額が増額し、所得に応じて金額が決定されるようになります。改定後の金額は次のとおりです。

	平成28年7月まで	平成28年8月以降
(1) 第2子の月額		
全部支給	5,000円	10,000円
一部支給		5,000円～9,990円
(2) 第3子の月額		
全部支給	3,000円	6,000円
一部支給		3,000円～5,990円

【問い合わせ先】
住民生活課児童係
☎0137-62-2112

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

【特別弔慰金の趣旨】

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けられる方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順

子育て支援センターからお知らせ

スマイル育児教室④ 夏だ！元気に水遊び シャボン玉遊び！



【内容】

おもちゃの魚やボールなどをすくって遊んだり、大小さまざまなシャボン玉を飛ばして遊びます。家庭ではなかなかできない大胆な遊びを、親子で楽しみましょう。

【対象】 入園前のお子さんと保護者の皆さん

【日時】 8月2日（火）午前10時～11時30分

【場所】 子育て支援センタースマイル

【定員】 15組（定員になり次第締め切ります）

【持ち物】 帽子、タオル、着替え、水分補給用の飲み物などをお持ちください。

【申込期限】 7月29日（金）

申し込み・問い合わせ先

八雲町子育て支援センター ☎0137-62-2573

位のご遺族お一人が対象となります。

1、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2、戦没者の子

3、戦没者等の①父母②孫

③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4、上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

「支給内容」額面25万円、5年償還の記名国債

「請求期間」

平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりしますので、ご注意ください）

【問い合わせ先】

住民生活課社会係

☎0137-62-2112

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

介護保険負担限度額の 認定要件が変わります

介護保険施設やショートステイを利用する際の食費・居住費について、低所得者の方については申請に基づき負担軽減が行われています。この利用者は課税階の判定には、現在は課税年金（老齢年金など）収入と合計所得金額の合計額を用いていましたが、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係

（シルバープラザ内）

☎0137-64-2111

がんサロンのお知らせ （詳細は6月号）

【日時】

7月13日（水）
午後1時30分～3時

【場所】 シルバープラザ

【内容】 ミニレクリエーションほかがんについて困っていることなどを語り合います。